

申告に必要なもの

- ▶ 利用者識別番号(お持ちの場合)
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカードまたは免許証等
- ▶ 被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶ 還付申告の場合は、還付金振込先の金融機関・支店・口座がわかるもの(本人名義)
- ▶ 代理人(家族以外)が申告する場合は委任状
- ▶ 収入が証明できるもの
給与・年金の源泉徴収票、個人年金等の支払証明書等、農業・営業・不動産収入の収支内訳書(要事前作成)
- ▶ 控除が証明できるもの
生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等、配偶者の所得が分かる資料、障害者手帳、医療費控除の明細書(要事前作成。様式は市ホームページにあります)または医療費通知

医療費控除を受ける方へ

本人や生計をともしにする親族の為に支払った医療費が一定額以上ある場合は、以下のとおり控除を受けられます。

$$\text{医療費控除 (最高200万円)} = \left(\begin{array}{l} \text{令和5年中に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{※所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の方は所得の合計額の5\%} \end{array} \right)$$

- ▶ 所得税の確定申告書に「医療費控除の明細書」を添付してください
- ▶ 医療費の領収書は5年間保存が必要です

医療費控除の申告はマイナポータル連携が便利!

医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得し、所得税の確定申告書を作成する際に自動入力ができます。

e-Tax を活用ください!



混雑した会場に向くことなくスマホ、パソコンで申告できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

使い方の問い合わせはこちら
☎0570-01-5901

申告受付期間中は、市役所申告会場の待ち人数を市ホームページなどでお知らせします。



市ホームページ

市役所への来庁が困難な方は...

事業・不動産の所得がある方で、自動車等の運転ができず、本庁への来庁が困難な方(おおむね75歳以上の高齢の方、障害のある方など)は下記の日程にて支所で受け付けします。

- 夜須支所 2月21日(水)、2月22日(木)の午前
- 香我美支所 2月28日(水)
- 吉川支所 3月7日(木)の午後
- 赤岡支所 3月8日(金)

南国税務署 確定申告会場の開設期間

2/16金 ➡ **3/15金** (土・日・祝を除く)
受付時間 8:30~16:00

入場整理券が必要です!
入場整理券の配布方法は次の2通りあります。

会場で当日配布
LINEで事前発行

※詳しくは南国税務署にお問い合わせください

☎088-863-3215

次の申告は市役所ではできません
南国税務署で申告をお願いします

- ✗ 分離課税所得(不動産や株式の譲渡など)
- ✗ 住宅借入金控除1年目
- ✗ 令和4年分以前の確定申告
- ✗ 死亡した方の確定申告
- ✗ 暗号資産 ✗ 青色申告

確定申告が始まります!

還付のみの申告

2/5月 ➡ **2/15木**

すべての申告・相談

2/16金 ➡ **3/15金**

■ 受付時間: 9:00~11:00、13:00~16:00 (土・日・祝を除く)

■ 受付場所: 市役所3階303~305会議室

各支所(給与・年金・雑所得・一時所得の申告、および所得のない方)

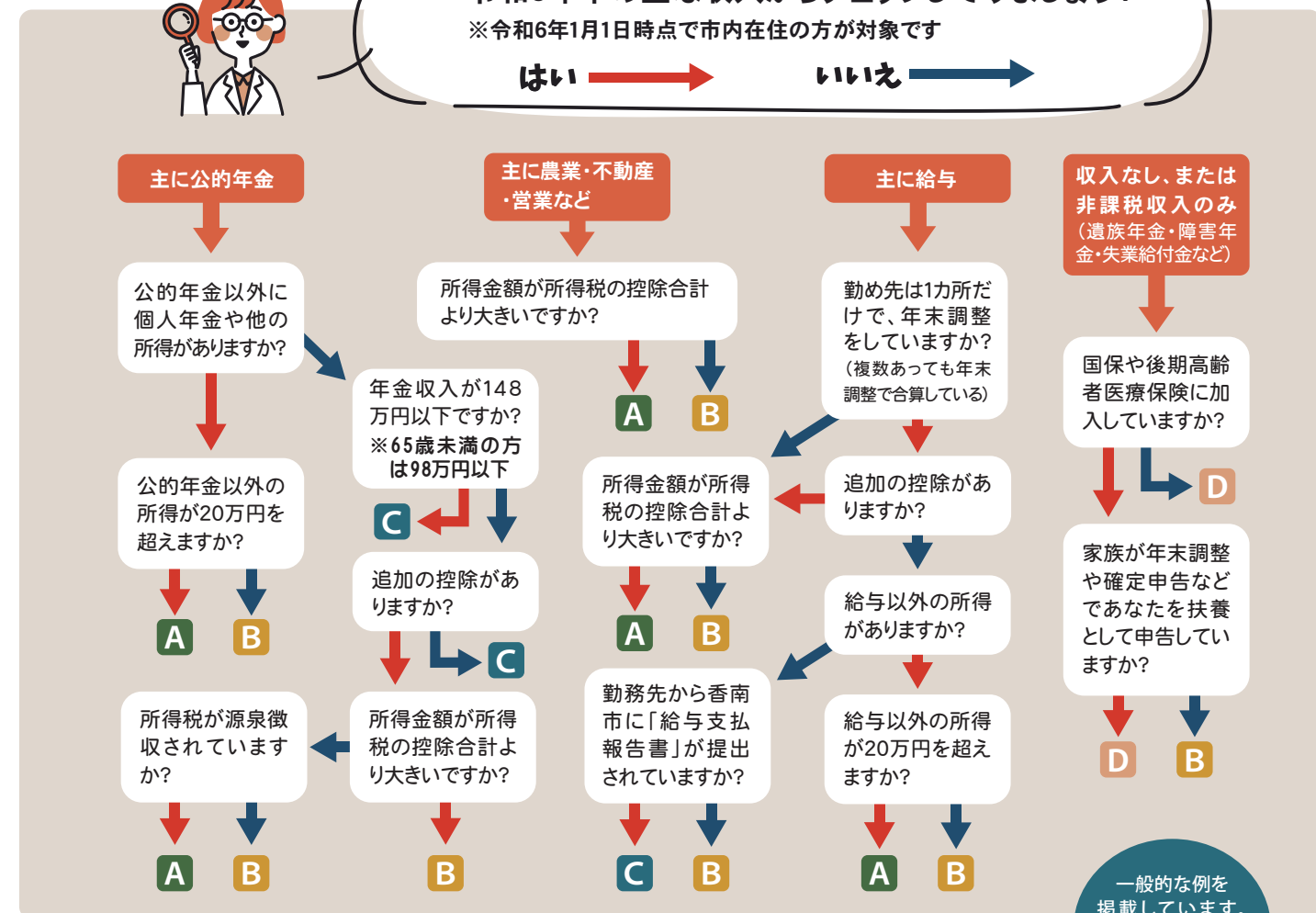


あなたは確定申告が「要る?要らない?」

令和5年中の主な収入からチェックしてみましょう!

※令和6年1月1日時点で市内在住の方が対象です

はい ➡ いいえ ➡



A 所得税の確定申告が必要(市・県民税の申告も兼ねます)

C 確定申告、市・県民税の申告は不要です

B 市・県民税の申告が必要

D 確定申告、市・県民税の申告は不要です

※市・県営住宅、子どもの保育園・幼稚園、ひとり親医療、障害者医療等サービスを利用する場合や所得証明書等が必要な場合は「収入0」の申告が必要です

一般的な例を掲載しています。詳しくは税務収納課へお問い合わせください。